

死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックシート

- このたびは、心よりおくやみ申し上げます。
届出に伴い、役場で必要となるお手続きのご案内です。
個々の状況により、お手続きは異なりますが、参考にご利用ください。
また、お手続きで役場に来られる際には、この用紙をお持ちください。

1 死亡届後、1か月以内を目安に行う手続き

No.	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	期限・時期等	完了 チェック	担当課
1	国民健康保険 に加入していた	保険証の返納	・保険証		<input type="checkbox"/>	健康福祉課 国保・年金グループ 5番窓口 ☎049-299-1756
2		葬祭費支給申請	・会葬礼状又は火葬もしくは葬儀の領収書 ・葬祭執行者名義の預金通帳	葬祭日の翌日から2年 葬祭執行者（喪主）に支給	<input type="checkbox"/>	
3	後期高齢者医療保 険 に加入していた	保険証の返納	・保険証		<input type="checkbox"/>	
4		葬祭費支給申請	・会葬礼状又は火葬もしくは葬儀の領収書 ・葬祭執行者名義の預金通帳	葬祭日の翌日から2年 葬祭執行者（喪主）に支給	<input type="checkbox"/>	
5		保険料等の還付	・相続人代表の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	
6	国民年金 に加入していた	未支給年金請求 または 死亡一時金等請求	・年金手帳・年金証書 ・請求者名義の預金通帳 ・請求する方の戸籍謄本 ※請求者のマイナンバーが分かれば、以下の書類は省略可能です。 ・除籍が記載された戸籍謄本 ・亡くなった方の住民票の除票 ・請求者する方の住民票（世帯全員）	未支給年金：受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年 死亡一時金：お亡くなりになった日の翌日から2年	<input type="checkbox"/>	国保・年金グループの手続きについては、該当がある方に対して、別途必要な書類等をご案内しております。
7	介護保険 に加入していた	保険証の返納	・介護保険被保険者証		<input type="checkbox"/>	健康福祉課 福祉グループ 6番窓口 ☎049-299-1756
8		保険料等の還付	・ご遺族の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	
9	障害者手帳 を持っていた	手帳の返納	・障害者手帳		<input type="checkbox"/>	
10	自立支援医療・重 度心身障害者医療 を受給していた	受給者証の返納 未支払分の請求	・各種受給者証 ・ご遺族の口座が分かる通帳等		<input type="checkbox"/>	
11	生活保護 を受給していた	受給者証の返納	・生活保護受給者証		<input type="checkbox"/>	
12	町税等（町県民 税・固定資産税・ 軽自動車税・国民 健康保険税） の納税義務者であった	相続人代表者指定			<input type="checkbox"/>	
13	軽自動車税 を所有していた	廃車や所有者変更 ※ただし、以下の車両に限り ます。 125cc以下の自動二輪車、 農耕作業車、ミニカー	〈廃車する場合必要〉 ・標識（ナンバープレート）		<input type="checkbox"/>	税務課 8・9番窓口 ☎049-299-1757
14	町税等の振替口座 の名義人であった	振替口座変更 ※右の金融機関以外は案 内のみ。 今後の納付方法確認	・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限り ます。 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、 埼玉中央農業協同組合、ゆうちょ銀行	手続きした月の翌月末納期 限分より口座振替	<input type="checkbox"/>	
15	子育て支援医療費 を受給していた	受給者変更 資格喪失	・変更後の健康保険証 ・子育て支援医療受給者証 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）	お亡くなりになった日の翌 日から15日以内	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 2番窓口 ☎049-299-1765
16	ひとり親家庭等の 医療費 を受給していた	受給者変更 資格喪失	・ひとり親家庭等受給者証 ・新受給者と対象児童の健康保険証 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）	お亡くなりになった日の翌 日から15日以内	<input type="checkbox"/>	
17	児童手当 を受給していた	受給者変更 額改定	・振込先口座が分かるもの（通帳等） ・新受給者の健康保険証	お亡くなりになった日の翌 日から15日以内	<input type="checkbox"/>	
18	児童扶養手当、特 別児童扶養手当 を受給していた	受給者変更 額改定又は資格喪失	・新受給者と対象児童の関係が分かる戸籍謄本 ・振込先口座が分かるもの（通帳等）		<input type="checkbox"/>	
19	お子さんが 幼稚園・認定こ ども園・保育園 に通っている	認定変更（利用料再算 定） 利用料引落口座変更	・教育・保育給付認定証 ・施設等利用費給付認定証 ・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限り ます。 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、 埼玉中央農業協同組合、ゆうちょ銀行	お亡くなりになった日が属 する月の月末まで	<input type="checkbox"/>	
20	上下水道使用者 であった	上下水道使用者変更 上下水道使用中止 料金引落口座変更	・新しく登録される振替口座のキャッシュカード ※ただし、以下の5金融機関に限り ます。 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、 埼玉中央農業協同組合、ゆうちょ銀行		<input type="checkbox"/>	上下水道課 14番窓口 ☎049-297-1818

2 急ぎではない（すぐにできない）手続き

No.	お亡くなりになった方について	手続き	必要なもの	期限・時期等	完了チェック	担当課
21	印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返納 ※ご自身で破棄していただいても結構です。	・印鑑登録証又は町民カード	お亡くなりになった時点で、印鑑登録証又は町民カードは失効します。	<input type="checkbox"/>	町民生活課 3番窓口 ☎049-299-1754
22	マイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納 ※ご自身で破棄していただいても結構です。	・マイナンバーカード	マイナンバーが必要になる手続きもありますので、すべての手続きが完了するまで保管してください。	<input type="checkbox"/>	
23	農地を所有、貸し借りをしていた	相続の届出	・相続登記完了証	相続登記がお済みになってからの届出となります。	<input type="checkbox"/>	農政産業課 農業委員会 11番窓口 ☎049-299-1760
		農地中間管理事業の賃借による賃料振込口座変更	・相続人の振込口座通帳 ・印鑑	相続登記がお済みになってからの届出となります。	<input type="checkbox"/>	
24	農業者年金に加入していた	停止手続き	※書類の提出は、埼玉中央農業協同組合川島支店となります。町にて、除籍謄本の取得が必要です。	除籍謄本の取得が可能となった後、手続きをお願いします。	<input type="checkbox"/>	
25	戸別受信機(防災ラジオ)を所有していた	貸与者変更手続き 返還手続き	・戸別受信機（返還の場合）		<input type="checkbox"/>	総務課 ☎049-299-1753

※死亡の記載された証明書類が必要な場合

必要な書類	必要なもの	注意事項	担当課
お亡くなりになった方の住民票（除票）	・申請者の本人確認書類	マイナンバーの記載はできません。	町民生活課 3番窓口 ☎049-299-1754
お亡くなりになった方の戸籍証明書	・申請者の本人確認書類 ※直系の親族以外の方が取得する場合、直系親族からの委任状等が必要になることがあります。 ※広域交付について 本籍が川島町以外の戸籍（除籍）謄本も取得できます（広域交付）。ただし、必要なもの、取得できる方にご注意ください。 必要なもの：官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類 取得できる方：直系の親族（父母、祖父母、子、孫等）、配偶者	※死亡届提出後、戸籍に記載されるまでには、おおむね以下の時間がかかります。 ○本籍地、届出地が川島町 10日～2週間程度 ○本籍地、届出地が町外 2週間～3週間程度	
死亡記載事項証明書・届書等情報内容証明書の申請	公的遺族年金又は郵便局の生命保険（簡易保険）の手続きに必要です。	令和6年2月までの死亡届書は、川越法務局へ移管していますので、川越法務局で申請してください。	

3 おくやみ手続きサポートのご案内

亡くなられた後の役場内で必要な手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、お手伝いします。ご利用を希望される場合には、電話予約が必要です。詳しくは、別紙『川島町おくやみ手続きサポート』をご覧ください。

○おくやみ手続きサポートを利用する流れ

(1)電話で予約

町民生活課（☎049-299-1754）にお電話ください。
お亡くなりになった方のこと、手続きに来られる方のことをお聞きします。

(2)予約した日時に町民生活課窓口（1階3番窓口）へ

この用紙と必要書類等を持って、お越しください。受付後、手続きを行う場所にご案内します。

おくやみ手続きサポート 予約電話番号
☎049-299-1754（直通）
※平日のみ 午前8時30分～午後5時15分